

協働のまちづくり活動支援事業選考基準

協働のまちづくり活動支援事業選考委員会

1 評価項目

- ① 地域の課題解決に役立つ
- ② 専門性が発揮されている
- ③ 独創的な取り組み
- ④ 市民への広がりが期待できる
- ⑤ 地域の活性化につながる
- ⑥ 確実な実行が見込める
- ⑦ 継続した取り組みが期待できる
- ⑧ 補助金交付の必要性が認められる

以上、8項目を定めます。

なお、【継続申請の特例】の場合は、上記に加えて継続申請の妥当性についても判断する。

2 選考方法

- ① 応募事業について申込書及び説明の内容について質疑を行います。
- ② 応募事業について申込書と説明内容を総合して評価項目に基づき採点します。
- ③ 採点結果に基づき応募事業の順位付けを行い、補助事業及び補助金額について選考します。

3 補助金の配分

採点結果に基づき補助対象経費を審査し、対象事業に要する経費の3分の2以内を算定します。

4 その他

令和2年度協働のまちづくり活動支援事業募集要領により選考します。

(対象経費等)

区分	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
報償費	外部講師謝礼 (※1) ※源泉徴収が必要な場合もあります。	・団体の経常的な活動経費 ・当該事業に直接必要とならない経費 (会員に対する人件費や謝礼、団体運営に係る事務所等の賃借料や光熱水費、会員の飲食代や親睦等に要する経費など)
旅費・交通費	外部講師招へい旅費 (※2)	
需用費	消耗品費 (※3) ・印刷製本費等	
食糧費	原則不可 (※4)	
役務費	資料や案内等送付の郵送費・通信費・保険料等	
使用料・賃借料	会場使用料・機材借上料・バス借上料等	

備品購入費	事業の実施にあたり、直接必要と認められる備品（※3）	・ 使途が不明な経費 ・ 宛名や発行元の名称（氏名）・住所・領収印のない領収書の経費
負担金	研修の受講に要する受講料等	
その他	補助することが特に必要・適当と認められる経費	

詳細については、事前にご相談ください。

※1 外部講師謝礼は下記上限一覧が対象経費となる。

- ・ 事前事後打合せは補助対象とならない。
- ・ 外部講師招へい旅費は報償費に含まず、旅費・交通費の区分とする。
- ・ 講師以外への謝礼及び上限を超過した経費は補助対象とならない。

外部講師謝礼上限一覧	
市内	市外
14,500 円	24,000 円

※2 公共交通機関のみ対象（自家用車・タクシー・ハイヤー等は除く。）とし、最短経路で計算。なお、会員に対する旅費・交通費は対象経費としない。

領収書には、公共交通機関名・乗降場（駅名等）・料金が記載されていること。ただし、バス・鉄道等を利用した場合は、経路・料金等を記載したものを提出すること。宿泊料は、下記上限一覧が対象経費となる。

宿泊料上限一覧		
道内	道外	
	東京都特別区内	東京都特別区以外
9,800 円	12,000 円	10,900 円

※3 消耗品は、短期間又は一度の使用で費消されるもの、毀損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないものを指す。

備品は、使用耐用期間が概ね1年以上のもので、毀損されにくく、比較的長くその商品価値をとどめるものを指す。

備品購入費は、補助申請額の3割を上限とする。

※4 料理教室の食材など、使用しなければ事業が成り立たない場合や講師用のお茶またはお水（1イベントにつき1人500mlのペットボトル1本まで）は対象となる。

※5 品名・単価・数量等の内訳が明確であること。本事業で購入したものと他事業で購入したものの領収書は別にすること。

※6 団体の名称は省略不可。必ず申込時、申請時の団体名と一致していること。

（例）特定非営利活動法人 江別絵本の輪

→ ○ NPO法人 江別絵本の輪

→ × 江別絵本の輪

→ × 特定非営利活動法人 絵本の輪